

者でたい者で満45才以上、又は勤続年数20年以上の者で年令年限に達したのものについては、退職勧奨しようにした。

これを要するに「未来をひらく豊かな教育」をめざす本県教育の振興をはかるために、全県の視野にたつて適材を適所に配置するとともに、広域行政に即応する、教育優先の人事を実施するよう前年に引き続き努力した点である。

### (3) 教職員の配当基準

本年度は前年度に比し、学校統廃合等により19の学校減、児童生徒の減11,194名、学級数において245の減となり、教職員定数において厳しい年度となった。

標準法改正第4年次であり、学級編制基準改善との関連において、教職員の配置基準を次表のとおり改善をした。

なおこの基準をより改正法の趣旨に近づけるために、さらに次の補正を行なって、実際配置をした。

#### ① 小学校の増配置

- 政令第4条第1項該当校に1人

### 一般教員配当数

#### 小学校

学級年度	三四年	三五年	三六年	三七年	三八年	三九年	四〇年	四一年	四二年	四三年	四四年	四五年	四六年	四七年度
1														
2	2													
3														
4				0										
5														
6														
7														
8														
9														
10							1							
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20								2						
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29										3				
30														
31														
32														
33														
34														
35													4	
36														
37														
38														
39														
40														
41														5

#### 中学校

学級年度	三四年	三五年	三六年	三七年	三八年	三九年	四〇年	四一年	四二年	四三年	四四年	四五年	四六年度	四七年度
1														
2				1										
3														
4					2									
5														
6						3								
7														
8														
9							4							
10														
11														
12														
13							5							
14														
15														
16								6						
17														
18									8					
19														
20								7			9			
21														
22														
23									10					
24														
25														
26												11		
27														
28														
29													12	
30														
31														
32													13	
33														
34														
35													14	
36														
37														
38														
39														
40													15	
41														